

流山市都市公園条例の一部改正（案）の内容

流山市民総合体育館の利用料金等の設定に伴う主な改正点は下記のとおりです。

1. 開館時間について

市民の多様なスポーツレクリエーションニーズに対応するため、開館時間の拡大を図ります。

改正前	改正後
午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

（条文）

第 2 条の 4 第 2 号中「午後 9 時」を「午後 10 時」に改める。

2. 休館日について

市民の多様なスポーツレクリエーションニーズに対応するため、運営日数の拡大を図ります。

改正前	改正後
有料公園施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （1）毎月第 3 月曜日（屋内施設に限る。）。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 （2）1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで	有料公園施設の休館日は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（条文）

第 2 条の 6 中「次に掲げるとおり」を「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」に改め、同条各号を削る。

3. 有料公園施設（屋内施設）について

建替えにより、施設の構成が変更になります。

（条文）

別表第1の2 屋内施設の表中

「

流山市総合運動公園	市民総合体育館	競技場
		卓球室
		柔道場
		剣道場
		トレーニング室
		会議室

を

「

流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ
		サブアリーナ
		トレーニング室
		第1武道場
		第2武道場
		ランニングコース
		弓道場
		大会議室
		小会議室

に改

める。

4. 利用料について

建替えにより、施設の利用料が変更になります。

(条文)

別表第5の2 屋内施設等利用料の表

「

市民 総合 体育館	区分				利用料（1時間当たり）
	専用 使用	競技場	入場料その他これに類する金銭を収受しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小・中・高校生
一般					2,262円
			※アマチュアスポーツ以外に利用する場合	3,754円	
			※入場料その他これに類する金銭を収受する場合	7,714円	
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	29,160円	
卓球室		小・中・高校生			205円
		一般			411円
柔道場		小・中・高校生			205円
		一般			411円
剣道場		小・中・高校生			205円
	一般			411円	
トレーニング室	小・中・高校生			257円	
	一般			565円	
会議室				308円	
個人 使用	競技場 1 ／4面	小・中・高校生			257円
		一般			565円
	競技場 1 ／8面	小・中・高校生			102円
		一般			257円
	卓球台 1	小・中・高校生			102円

を

	台	一般	205円
	トレーニ ング室	小・中・高校生	154円
		一般	308円
附属設備及び備品名		単位	金額
マイクロフォン		1本	205円
放送附帯設備		1式	565円

備考

- 1 専用使用の場合であって、競技場の一部分（バスケットコート1面に相当する部分をいう。）を使用するときの利用料は、この表に定める利用料（以下「規定利用料」という。）に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、規定利用料に100分の120を乗じて得た額とする。
- 3 流山市民以外の者（市内の事業者に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合の利用料は、規定利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。

」

「

2 屋内施設等利用料

流山市民総合体育	区分			利用料（1時間当たり）		
				午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	
専用利用	メインアリーナ	入場料その他これに類する金銭を収受しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	6,243円	7,491円
				小・中・高校生	3,121円	3,745円
				※アマチュアスポーツ以外に利用する場合	12,486円	14,983円

館	※入場料その他これに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		18,729円	22,474円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		62,430円	74,916円	
	サブアリーナ	入場料その他これに類する金銭を収受しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	2,817円	3,380円
				小・中・高校生	1,408円	1,689円
		※アマチュアスポーツ以外に利用する場合		5,634円	6,760円	
	※入場料その他これに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		8,451円	10,141円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		28,170円	33,804円	
	第1武道場	一般		654円	784円	
		小・中・高校生		327円	392円	
	第2武道場	一般		654円	784円	
		小・中・高校生		327円	392円	
	弓道場	一般		1,665円	1,998円	
		小・中・高校生		832円	998円	
	大会議室	一般		450円	540円	
		小・中・高校生		225円	270円	
	小会議室	一般		50円	60円	
小・中・高校生		25円	30円			
区分				利用料（1時間当たり）		

個人利用	メインアリーナ	一般	250円
		小・中・高校生	125円
	サブアリーナ	一般	250円
		小・中・高校生	125円
	トレーニング室	一般	300円
		高校生	150円
	第1武道場	一般	250円
		小・中・高校生	125円
	第2武道場	一般	250円
		小・中・高校生	125円
	弓道場	一般	250円
		小・中・高校生	125円
	ランニングコース	一般	250円
		小・中・高校生	125円
区分		利用料（1時間当たり）	
冷暖房料	メインアリーナ	全面	3,348円
		1 / 2面	1,674円
	サブアリーナ	全面	1,234円
		1 / 2面	617円
	第1武道場	全室	201円
	第2武道場	全室	201円

照明料	メインアリーナ	全灯の場合	1, 128円
	サブアリーナ	全灯の場合	512円

備考

- 1 メインアリーナは2分の1及び3分の1に、サブアリーナ及び大会議室は2分の1に区切って専用利用できるものとし、その利用料は、当該専用利用する割合に応じて算定した額とする。
- 2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、この表に定める利用料に100分の120を乗じて得た額とする。
- 3 流山市民以外の者（市内の事業者に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合の利用料は、この表に定める利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 第1武道場、第2武道場、弓道場、大会議室及び小会議室を業として利用する場合は、この表及び前項までの規定に定める利用料に100分の300を乗じて得た額とする。
- 5 施設箇所の範囲を区切る等の措置により、その一部を利用する場合の利用料は、その該当する区分の利用料の範囲内において、区分に応じた面積割合と利用形態により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 6 使用時間を超えて利用する場合の利用料は、この表及び前項までの規定に定める利用料を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 7 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。

3 附属設備利用料

品名	単位	区分	利用料金
電光掲示板	1式	1回	540円
ポータブルステージ	1台	1回	108円
プロジェクター	1台	1回	216円
スクリーン	1台	1回	108円

マイクroフォン	1 本	1 回	1 0 8 円
温水シャワー	1 台	1 回 1 0 分	1 0 8 円

備考

- 1 利用料の区分において、その利用時間が示されていないものにおける 1 回の時間は、利用の許可を受けた時間とする。
- 2 利用料については、この表に定めるもののほか、2 屋内施設等
利用料の表の備考第 3 項、第 6 項の規定を準用する。

」

に改める。